

大田区教育委員会 大田区立中学校に係る部活動の方針

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、従来の学校教育の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、スポーツや文化芸術等の活動に親しみ、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないよう留意すること。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・ 部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

- 大田区教育委員会は、スポーツ庁の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」にのっとり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。
- 東京都教育委員会は、改革に向けたリーダーシップを発揮し、区市町村に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを検討・実施する。また、周知・広報等を通じた関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成や、区市町村に対するきめ細かな支援等を行うとともに、改革の進捗状況等を定期的にフォローアップし、その結果に基づき、必要な措置を検討・実施する。

1 部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 大田区教育委員会は、スポーツ庁の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」にのっとり、東京都教育委員会の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を参考に、「大田区立中学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 大田区教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、東京都教育委員会は、必要に応じて区市町村教育委員会の支援を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア 部活動指導は教員以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員（民間事業者から派遣された指導員も含む。以下同じ。）等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動数の適正化等を行うこと（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討）。

イ 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う。

部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は外部指導者を配置し、必ずしも教員が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。

ウ 校長は、教員を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

エ 大田区教育委員会は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教員の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施する。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

カ 大田区教育委員会は、次の研修を行う。

- (ア) 部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修
- (イ) 学校の管理職を対象とした学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修
- (ウ) 部活動指導員等の任用・配置に当たっては、確実に任用前及び任用後の定期において必要な研修

キ 大田区教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年文部科学省告示第114号）」を踏まえ、法令にのっとり、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者は、以下の留意点の下、部活動の実施にあたる。

- (ア) 生徒の発達段階に応じた科学的な視点
- (イ) 望まれるコーチングの行動
- (ウ) 生徒への精神面での配慮
- (エ) 試合や大会に出られない生徒への配慮

また、部活動の成果を活用できる機会の積極的な設定、保護者との協力体制の構築、部費の適切な徴収と管理及び暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。大田区教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、競技種目の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が

得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部活動の指導者は、部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して、2 (1) に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 大田区教育委員会は、部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

適切な活動時間・休養日等の設定

【休 養 日】 週 2 日以上 of 休養日を設定すること。

【活動時間】 1 日の活動時間は、長くとも平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【そ の 他】 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

(2) 校長は、1 (1) に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(3) 大田区教育委員会は、上記 (2) に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

(4) 活動時間・休養日等の設定については、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、区市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

(1) 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備する（ニーズを踏まえつつ、マルチ

スポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点を置いた活動の実施等を推進)。

具体的な例としては、運動部活動では、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

文化部活動では、体験教室などの活動等、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

- (2) 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。
- (3) 大田区教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
- (4) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- (5) 活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。